

# 二宮町立学校に係る部活動の方針

令和元年10月25日

二宮町教育委員会

## 目 次

|   |                                |   |
|---|--------------------------------|---|
| 1 | 本方針策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・     | 1 |
| 2 | 適切な運営のための体制整備・・・・・・・・・・        | 2 |
|   | （1）部活動の方針の策定等について              |   |
|   | （2）指導・運営に係る体制の構築について           |   |
| 3 | 合理的でかつ効果的な活動の推進のための取組み・・・・・・・・ | 3 |
| 4 | 適切な休養日等の設定・・・・・・・・・・・・・・・・     | 4 |
|   | （1）部活動における休養日及び活動時間について        |   |
|   | （2）各部活動の休養日について                |   |
|   | （3）休養日等の設定について                 |   |
| 5 | 生徒のニーズを踏まえた環境の整備・・・・・・・・・・     | 5 |
|   | （1）生徒のニーズを踏まえた部活動の設置について       |   |
|   | （2）地域との連携等について                 |   |
| 6 | 終わりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・         | 6 |

# 1 本方針策定の趣旨

学校の部活動は、生徒の自主性、自発的な参加によって行われ、スポーツや文化及び科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、教育的意義の高い活動であることから、二宮町の各中学校においては生徒に積極的な参加を呼びかけています。

一方で、近年の生徒数の減少に伴う部員数の減少、教員数の減少は、部活動に対する生徒や保護者の価値観の多様化や参加意欲に対応できないことや教員の負担が増すなどの課題を生んでいます。

また、長時間の活動が精神的・体力的な負担を伴い、また望ましい生活習慣の確立の観点から課題があることも指摘されています。

二宮町教育委員会では、「指定された学校に部活動がない場合の教育的配慮による指定校変更」や「体育・文化活動指導員の派遣」等により、直面する課題に対処してきましたが、根本的な解決には至っていません。

このような中で、平成30年3月、スポーツ庁において「運動部の在り方に関するガイドライン」（以下、「運動部ガイドライン」という。）が策定され、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、地域や学校の実態に応じて、運動部活動が多様な形で最適に実施されることを目指すこととなり、都道府県は「運動部活動の在り方に関する方針」を、学校設置者は「設置する学校に係る運動部の活動方針」をそれぞれ策定することとなりました。

また、平成30年12月には、文化庁において「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、「文化部ガイドライン」という。）が策定され、それまで「運動部ガイドライン」に準じた扱いとなっていた運動部以外のすべての部活動（以下、「文化部活動」という。）においても文化部ガイドラインに則り、適切な対応をとることとなり、都道府県は「文化部活動の在り方に関する方針」を、学校設置者は「設置する学校に係る文化部活動の方針」をそれぞれ策定することとなりました。

これらのガイドラインはバランスの取れた心身の成長と学校生活のために、部活動が多様な学びになることを目指して策定されたものです。

そこで、二宮町教育委員会では適正な部活動の運営に向け、令和元年に「二宮町部活動ガイドライン担当者会（以下、「町担当者会」という。）」を設置し、運動部・文化部ガイドライン及び神奈川県教育委員会が策定した「神奈川県の部活動の在り方に関する方針」を参考に町担当者会で検討し、その報告を受け、校長会、教育委員会議で議論し、本方針の策定に至りました。

## 2 適切な運営のための体制整備

### (1) 部活動の方針の策定等について

- ア 校長は、本方針に則り、各校の学校教育目標等を踏まえ、学校組織全体で「学校の部活動に係る活動方針（部活動の指導の目標や運営の方針）」を策定し、学校運営協議会において承認を受けるものとする。
- イ 顧問の教員（以下、「部活動顧問」という。）は、適切な活動を推進するため、目標や運営の方針等を踏まえた年間指導計画を作成し、校長に提出する。
- ウ 活動時間や活動内容、場所、年間の経費等については、保護者・生徒に明示し、理解を得る。その際、保護者説明会等の適切な機会を設け説明する。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築について

- ア 校長は、生徒数や教員数、体育・文化活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動の実現をめざし、生徒のニーズや地域の実情を考慮した環境の整備等と適正な数の部を設置する。
- イ 校長は、部活動顧問の決定にあたっては、校務全体の効率化・効果的な実施を鑑み、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ウ 部活動は、部活動顧問の積極的な取組みに支えられるところが大きいですが、学校教育の一環として行われるものであることから、各部活動の運営・指導は、校長の適切な指導・監督のもとで行う。
- エ 日常の運営・指導に関して、校長の指導・監督のもと、部活動顧問の間で意見交換を行い、指導の内容や方法について研究するとともに、情報共有を図るように努める。
- オ 部活動顧問は、部の運営や活動に係る部員の生活指導、技術指導など、多岐にわたる役割があることを踏まえ、指導方針や部の目標を明確にし、その達成のために生徒を支援する。
- カ 校長は、年間指導計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動状況を把握し、生徒が安全に部活動を行い、また、教員の負担が過度にならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。
- キ 二宮町教育委員会及び校長は、教職員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日

文部科学大臣決定)」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行うことにより、教員の長時間勤務等に配慮するとともに部活動を含めた教育活動全般の充実を図る。

### 3 合理的でかつ効果的な活動の推進のための取組み

- ア 校長及び運動部顧問（体育・文化活動指導員を含む）は、運動部活動の実施にあたっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障がい・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- イ 校長及び文化部顧問（体育・文化活動指導員を含む）は、文化部活動の実施にあたっては、生徒の心身の健康管理（障がい・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ウ 運動部顧問（体育・文化活動指導員を含む）は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障がい・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。また、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ短時間で効果を得られる指導を行う。さらに、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
- エ 文化部顧問（体育・文化活動指導員を含む）は、生徒のバランスのとれた健全な成長の観点から、休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の

様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて文化活動を親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ短時間で効果が得られる指導を行う。

## 4 適切な休養日等の設定

### (1) 部活動における休養日及び活動時間について

成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、また、特に運動部活動については、スポーツ医・科学の観点からジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

- ア 学期中は、原則として週あたり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下、「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- イ 夏季休業、冬季休業等の長期の休業(以下、「長期休業」という。)中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- ウ 1日の活動時間は、最長で平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。ただし、部活動の準備や後片付け、登下校や活動場所までの移動時間等は生徒の活動時間には含まないが、その指導については、部活動顧問が責任を持って行い、生徒の安全管理及び教員の長時間勤務等に配慮することとする。なお、練習試合等でやむを得ず終日の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮の上、休養時間を適切に設定し、無理のないように活動する。
- エ 朝の活動については、生徒の健康・安全管理や、教職員の多忙化を解消し職務全般のバランスをとる観点から、実施の意義や効果・方法等

を常に検証し、例えば「大会直前の限られた期間のみ行う」「休養期間中は行わない」「専門性を持った地域の人材等を活用して取組む」「朝の活動時間も1日の活動時間に含める」等の工夫・改善に努めながら実施するものとする。

## (2) 各部活動の休養日について

校長は、上記の基準を踏まえ、各部活動の休養日等を設定する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

## (3) 休養日等の設定について

上記基準のほか、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前の一定期間等、部活動共通、学校全体等の休養日を設け、週間・月間・年間単位での活動頻度・時間の目安を定める。

# 5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

## (1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置について

部活動は、生徒一人ひとりの興味・関心に応じて行われるものであることから、学校においては、「競技力・表現力向上志向」、「レクリエーション志向」、「健康志向」、「複数部活志向」など多様な選択肢の部活動を設置するなど、大会やコンクールの結果や成績等を追求するだけでなく、生涯にわたってスポーツや文化的な活動に親しむ基礎を培うことや、生徒の心身の調和のとれた発達を促すことができるよう、生徒の多様なニーズに応じた指導を行うことができる部活動を、学校の実態に応じて設置する。

## (2) 地域との連携等について

ア 二宮町教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ・文化的な活動の環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域がともに子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な活動のための環境整備を進める。

イ 二宮町教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者がともに「子どもの健全な成長のための教育」、「スポーツ・文化的な活動の環境の充実」

を支援するパートナーという考えのもと、こうした取組みを推進することについて、保護者の理解を促す。

## 6 終わりに

部活動の運営にあたっては、社会体育への移行も含めて地域の人的資源を活用した展開等が考えられる。

本方針については、今後学校教育を取り巻くニーズ等を踏まえ、適宜見直しを図るものとする。